

# 2019年（令和元年）分 確定申告（申告と納税手段の多様化）

2019年（令和元年）分の確定申告は前年と特に変更点はありません。2019年（令和元年）分の確定申告は、2月17日から3月16日までで、贈与税の申告も同じです。還付申告ならば1月1日から可能です。今回は、多様化してきた確定申告の手段と、納付手続等についてお伝えいたします。

## 1. 確定申告書の作成方法と申告方法 ～手書からパソコン・スマホ利用へ 一度お試してみても～

作成方式	特徴	申告方法
手書 (申告用紙にて)	① 基本的な方法だが、近年の申告書は「手引」を見ながらでないと、手計算では計算しにくくなってきている ② 窓口が混雑すると提出に時間を要する場合あり	窓口提出又は夜間に税務署に投函。郵送又は信書便
国税庁サイト利用 (無料)	<b>パソコンで作成</b> (ファイル保存を忘れずに) ① 全ての項目に対応(株式・FXの損益、事業所得等)し、 <b>とても便利(特殊な事例には対応できない場合あり)</b> ② 入力項目が多い人は、パソコンの方がスマホより便利。 ③ マイナンバーカードで電子申告(e-tax)する場合は、カードリーダーが必要。IDを登録(※)しておけば、マイナンバーカードなしで電子申告可	次のどちらか a. 印刷して <b>書面提出</b> (窓口・投函、郵送又は信書便) b. 事前手続を行い <b>e-Tax送信※</b>
	<b>スマートフォン(スマホ)で作成</b> (iPad等のタブレットは未対応) ① 対象所得が限定的(給与所得、公的年金や原稿料等の雑所得、懸賞・保険金等の一時所得が対象) ② 入力画面はシンプルで、操作は案外容易(ファイル保存を忘れずに) ③ IDを登録(※)しておけば、提出も容易	



※マイナンバーカードを用いず、ID・パスワード方式の場合、事前に税務署で本人確認等の手続が必要です。前年度のスマホを用いた申告では、申告対象者がかなり限定され不評でしたが、本年度では改善され、公的年金等の雑所得、生命保険料等の控除等、対応する所得・控除の対象が拡大し、対象者がかなり広がりました(配当所得の無い「確定申告書A用」の申告書様式のイメージ)。スマホ申告・使用環境等に関しては 国税庁 HP をご参照ください  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/info-smartphone-etax.htm>

## 2. 納税方法 今や下記6方式から選択可能

窓口納付か振替納税だけでなく、コンビニ納付も可能で、自分にあった方法が選択できます。

納付方法	内容	注意事項
窓口納付	所定の「納付書」に記載して、銀行・税務署の窓口で納付	資金を準備して、窓口の営業時間内に手続
振替納付	申告後、預貯金口座からの振替(自動引き落としのイメージ)	事前に振替納税手続
コンビニ納付 (QRコード)	手書き・e-Taxに関係なく、国税庁サイトで納税額を入力し、納付用QRコードを作成。これを印刷してコンビニ店頭で納付する方法。	・納付額30万円が上限
クレジットカード納付	手書き・e-Taxに関係なく、国税サイト上でクレジットカード情報と納税額を入力してカード決済する方法。	・クレジット決済手数料の負担あり
ダイレクト納付	e-Taxでの申告後、簡便な操作で納付手続が完了(納付日の指定可)	事前にダイレクト納付利用手続が必要
インターネットバンキング	e-Taxでの申告後、納付の手続を行い納付区分番号を取得。その番号を用いてインターネット(モバイル)バンキング・ATMでの納付	事前に銀行等とインターネット(モバイル)契約

### @ 2月の予定

- 2/10 ・ 1月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 3/ 2 ・ 12月決算法人の確定申告
- ・ 3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

